

## 2年度 農作業労働賃金標準額・農地賃借料情報

### ●日雇作業の標準額

作業名	賃金(円)	摘要
一般農作業	6,400	作業時間は1日8時間を基準とする
造林・下刈	7,800	※昼食持参

### ●請負作業の標準額

(10アール当たり)

作業名	請負額(円)	摘要	
田畑耕起	7,000	耕転深度は普通耕15cm、深耕25cm程度を標準とする	
水田代かき	7,500	仕上植代まで	
機械田植	7,500	苗代・よせ植別	
バインダー稲刈	8,000	よせ刈り別	
ハーベスター脱穀	6,000		
コンバイン	カッター処理	15,000	よせ刈り別
	結束処理	17,000	よせ刈り別
	乾燥もみすり	1,500	玄米60kg当たり(色彩選別機は100円増し)
	乾燥のみ	500	コンバイン袋1本当たり
色彩選別機	300	30kg当たり	
稲発酵粗飼料収穫調整作業	25,000	細断・ラップ梱包作業・材料代を含む(10a見当:6個見積)	
ロールベアラー	4,000	ラップ付き1個当たり、直径1mを基準	
コンパクトベアラー	150	ひも付き梱包20kg当たり	
畔ぬり	50	1m当たり	
育苗	700	1箱当たり ※運搬は別	

- ほ場条件で特に勘案する必要があるときは、当事者間で調整してください。
- 日雇の賃金は、労働力1人分(8時間)が基準です。
- 請負作業の場合は賄いなしで、消費税込みの請負額です。

### ●農地賃借料

農地法の改正に伴い、従来の「標準小作料制度」が廃止され、代わりに農業委員会が、農地の賃借料の目安となる情報を提供することになりました。賃借料(10アール当たり)は、平成31年1月から令和元年12月までの間に、農地法第3条と農用地利用集積計画によって締結された賃貸借契約を収集整理し、農地区分ごとに平均額と最高・最低額をそれぞれ算出したものとなっています。

農地区分	締結された地域	平均額	最高額	最低額	データ数
田	田村市全域	6,800円	10,000円	3,000円	44件
畑	田村市全域	4,200円	14,000円	1,000円	53件

※データ数は集計に用いた筆数で、金額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。

- ※農業委員会総会は、毎月17日前後に開催予定です。
- 各種申請書は、毎月1日から5日までに提出してください。
- 農地の貸し借りは、農業委員会を通して行いましょう。
- 農地の転用や移動は、必ず許可を受けて行いましょう。
- ※農地の権利取得の下限面積は30アールです。(平成27年1月1日改正)

☎農業委員会事務局 ☎81-1216

### 年金 学生は年金保険料を猶予できます

20歳以上であれば、学生でも国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予されます。これを「学生納付特例制度」と言います。

この制度を利用すると、将来の年金受給権の確保だけでなく、万が一の事故などで障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格も確保できます。

制度の承認期間は4月から翌年3月まで。利用するには、次のものを持って、市民課から出張所に申請してください。

- 在学証明書または学生証の写し
  - 印鑑
- ☎市民課 ☎82-1112

### 農業 30アール以下の農地転用は市農業委員会が許可します

令和2年4月1日から、農地転用許可に関する農地法の権限が福島県から市農業委員会に移譲されます。

このことで、許可までの時間短縮が図られ、住宅需要への迅速な対応が期待できます。

#### ●市農業委員会に移譲された主な事務・権限

- ▶農地法第4条と第5条に係る農地転用許可※ただし、農業用施設事業・集落接続事業・都市計画区域用途地域内農地・営農型発電整備などを除いた一時転用事業の許可に限ります。
- ▶違反転用に対する処分に関すること

☎農業委員会事務局 ☎81-1216

### 募集 市営住宅入居者募集

#### ●入居者資格

- ①同居、または同居しようとする親族があること
- ②世帯の収入が基準額を超えないこと
- ③現在、住宅に困窮していること
- ④市税を滞納していないこと
- ⑤暴力団員でないこと

#### ●申込方法

4月15日(水)から30日(木)までに建設部都市計画課が各行政局産業建設係に備え付けの申込書に必要な書類を添えて、申し込みください。

#### ●その他

- ・申込者多数の場合は、抽選とします。
- ・その他、随時申込み受付可能な団地もあります。詳しくは下記までお問い合わせください。

☎建設部 都市計画課 ☎82-1114  
各行政局 産業建設係

※家賃は収入に応じて変わります。

団地名	部屋番号	建築年	間取り	家賃	駐車場
船引 下扇田団地	19号(2階)	昭和56年	3DK	13,900円~37,600円	有
船引 東部団地7棟	7号(2階)	平成27年	3DK	22,900円~120,800円	有

### 募集 小学校の適正な規模・配置を検討する委員を募集

市内の小学校の適正な規模・配置について調査・研究を行い、小学校におけるより良い教育環境の整備と充実した学校教育の実現するため田村市小学校適正規模・適正配置検討委員を募集します。

- 募集人数 2人(18歳以上の市民)
  - 募集期限 4月20日(月)
- ☎教育部 教育総務課 ☎82-1213

### 運動 総合運動公園の指定管理者が変わります

田村市運動公園は4月1日(水)から「フクシ・ルネサンスグループ株式会社フクシ・エンタープライズ 代表取締役 福士 昌」を指定管理者として運営します。運動公園内施設を利用したスポーツイベントの実施や市民の健康増進を図り、多くの市民がスポーツに慣れ親しめるような環境づくりを進めていきます。

☎教育部 生涯学習課 ☎81-1215

## 未来につなぐ 相続登記④

～相続登記がさまざまなトラブルを防止します～

Q 亡くなった父が建てた建物の登記が済んでいません。どうすればいいですか？

A 相続人が一人の場合は相続人であることを証明する書類、例えば戸籍謄本などを添付して建物表題登記の申請をします。相続人が二人以上の場合は、相続人全員か、建物を相続した相続人が、建物の表題登記を申請します。この場合、公正証書や遺産分割証明書など、相続を証明

する書類を添付して登記の申請をすることになります。そのほか、亡くなった父が当該建物の所有者であることの証明も必要です。なお、ご不明なときは最寄りの法務局や土地家屋調査士にご相談ください。

ご不明な点はお問い合わせください。  
◆福島県土地家屋調査士会 ☎024-534-7829  
◆福島地方法務局 ☎024-534-2045

### 田村市の人口

令和2年3月1日現在  
総人口 **35,700**人  
世帯数 **12,823**世帯  
この数値は、平成27年国勢調査の確定値を基に毎月の自然動態・社会動態を加減したものです。  
※国・県の公表結果と異なる場合があります。

### 主な問い合わせ先

●田村市役所 ☎963-4393  
田村市船引町船引字畑添76番地2  
☎81-2111(代表) ☎81-2522

※時間外の緊急時連絡先 ☎81-1220

※市民の声専用ダイヤル ☎82-0066

●滝根行政局 ☎963-3692  
田村市滝根町神俣字閑場118番地  
☎78-2111(代表) ☎78-3710

●大越行政局 ☎963-4192  
田村市大越町上大越字水神宮62番地1  
☎79-2111(代表) ☎79-2953

●都路行政局 ☎963-4701  
田村市都路町古道字本町33番地4  
☎75-2111(代表) ☎75-2844

●常業行政局 ☎963-4692  
田村市常業町常業字町裏1番地  
☎77-2111(代表) ☎77-2115

### 休日・延長窓口の開設案内

- 取扱業務…各種証明書の発行のみ【休日窓口】
  - 開設日…日曜日
  - 場所…田村市役所 本庁
  - 時間…午前8時30分～午後5時15分【延長窓口】
  - 開設日…毎週木曜日(祝日を除く)
  - 場所…田村市役所 本庁
  - 時間…午後5時15分～午後6時30分
- ※各行政局の延長窓口は廃止となりました。

### 上水道の窓口案内

- 上下水道局 上下水道課 ☎963-4312  
田村市船引町船引字上川原33番地 ☎82-1527 ☎82-4564
- 開栓・閉栓は平日(土日・祝日を除く)の午前9時～午後4時に行います。申込みは、3営業日前の平日にご連絡ください。
- 漏水事故・水質異常がある場合は、ご連絡ください。

広告欄 : Advertisement

## 有料広告募集中

問い合わせ…総務部 経営戦略室 (☎0247-81-2117) へ

広告欄 : Advertisement

## 有料広告募集中

問い合わせ…総務部 経営戦略室 (☎0247-81-2117) へ